

更なる地方分権改革の推進に向けた 指定都市市長会アピール

現在、地方分権改革有識者会議で調査・審議が行われている、国から地方への事務権限の移譲や第30次地方制度調査会答申で示された道府県から指定都市への事務権限の移譲など、地域の自主性を高めるための取組が内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部において積極的に進められているところである。

今後、閣議決定される「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、迅速に法改正に取り組むとともに、地方分権改革の方向性を明らかにするために取りまとめることとされた「今後の展望」において、指定都市が担うべき事務権限の更なる移譲や義務付け・枠付けの更なる見直し、「従うべき基準」の設定の廃止等を盛り込むなど、地方が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行財政運営の確立に向けた更なる地方分権改革推進の取組が喫緊の課題である。

更に、これらの事務権限の移譲に当たっては、指定都市に新たに生じる財政負担について、税財源の移譲を迅速かつ確実に進めるとともに、事務権限の移譲に支障のない適切な財政措置が講じられるよう、国や各政党に対し引き続き強く求める。

特に、県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲に関しては、地方交付税等の必要な財政措置について、国等との調整の継続を求めるものである。

平成25年12月16日

指定都市市長会